

# 神経発達障害の大学生に対する合理的配慮

西村優紀美

Reasonable accommodation for college students with neurodevelopmental disabilities

Yukimi Nishimura

# 神経発達障害の大学生に対する合理的配慮

西村優紀美

Reasonable accommodation for college students with neurodevelopmental disabilities

Yukimi Nishimura

## 1. 障害学生支援の現状

2020年度の日本学生支援機構の調査<sup>1)</sup>によると、全国の大学・短大・高等専門学校に在籍する障害学生(35,341人)のうち、発達障害の診断がある学生は7,654人となっています。すべての障害種のうち、発達障害だけは、「診断書無・配慮有」の人数も調べており、発達障害であるとの医師の診断書はないが、発達障害があることが推察されることにより、学校が何らかの教育上の配慮を行っている者の数が2,495人。つまり、発達障害の診断がある学生及び発達障害があると推察される学生と合わせて、7,826人の学生を支援しているという結果となっています。

2016年4月に施行された障害者差別解消法を受けて、文部科学省は、高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行い、2017年4月、その内容を「第二次まとめ<sup>2)</sup>」として公開しました。ここには、差別解消法で示された「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」についての大学における基本的考え方と対処、教育方法や進学、就職等、各大学が取り組むべき内容や留意点が詳細に記されています。なお、2021年5月に「改正障害者差別解消法」が可決・成立し、今後3年以内にこれまで合理的配慮の提供に関して「努力義務」だった私立大学でも「法的義務」となります。これをもって、すべての大学・短大・高等専門学校に入学する障害学生への合理的配慮の提供が実現されることになります。

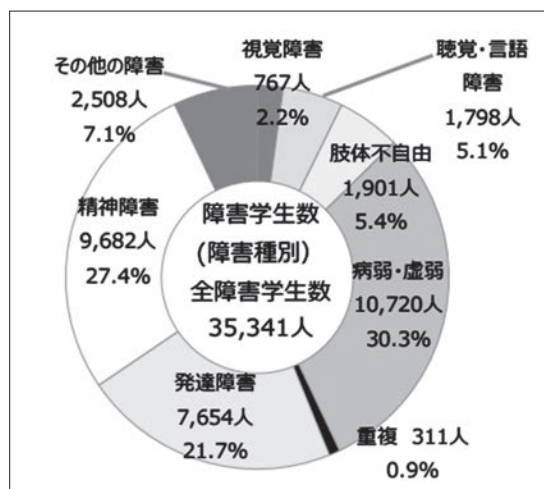


図1：全国の障害学生数の内訳

## 2. 体制整備

障害のある学生が障害に対する支援を大学に要請するプロセスを、受験生や家族、在籍する学生にわかりやすく示す必要があります。大学は、学生からの支援要請があった場合、合理的配慮の提供することを求められます。合理的配慮とは「障害のある人が、平等な社会参加の機会を得るための法的権利保障であり、障害学生が、他の学生と同様の教育を受け、大学教育への平等な参加と競争になるように行う調整」のことを言います。障害による不利益を被ることなく、学びの場に参加できるよう、大学は個々の学生の障害特性に合った合理的配慮を提供する義務があるのです。

### (1) 体制作り

まず大学が取り組むべきことは、障害学生支援

の体制づくりです。富山大学の支援体制を一つの例としてお示しします。富山大学は、2007年から障害学生支援を担う部署として「アクセシビリティ・コミュニケーション支援室」を設置しました。支援室は、障害のある学生の支援を他部署と連携しながら一体的に行う部署としての役割があります。

Figure 2は支援室を中心に支援体制を表したものです。

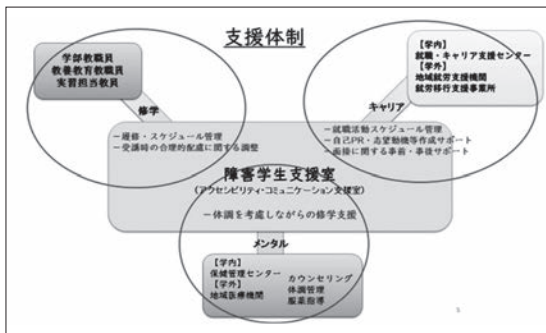


図 2：障害学生支援体制

修学サポートは学部教職員と連携し、支援室では修学に関わることやスケジュール管理の方法を話し合います。受講時や試験に際しての合理的配慮に関する話し合いを行授業担当教員や学部教職員と行っていきます。ここでは、支援者は学生と教職員との話し合いが適切かつスムーズに行えるようメディエーターとしての役割を担います。

就職に関しては、学内の「就職・キャリア支援センター」と連携します。主に、インターンシップや合同説明会の情報、就職活動に関する情報を、障害のある学生に提供すると共に、障害特性に合った就職情報も提供していきます。ここでは、障害学生支援担当者と就職支援課の職員が当該学生の就職活動の進め方を検討し、学生に過度な負担感を持たせないようにしながら対応していきます。たとえば、インターンシップ体験が学生にとって不安を誘発することになってはよくないので、まずは低学年向けの合同説明会や企業訪問から始め、学生の精神状態を見ながらステップアップし

ていくというような取り組みを行います。

障害特性によるコミュニケーション上の困難さが大きい場合、就職支援は学内部署だけではうまくいかないことがあるため、学外の就労支援機関と連携することが多くなります。就職活動支援に加え、就職後も安定的に働くためにも、卒業後の支援を担う専門機関につないでいくことも同時並行的に行っていきます。

心理的問題や病気に関することは、保健管理センターの医師、臨床心理士と連携し、支援室では「体調を考慮しながらの修学支援」を継続します。修学状況と心身の状況は密接に関係しますので、支援室と保健管理センターは、必要と思われる情報を共有し、双方の部署の専門性を活かした支援を行う必要があります。なお、情報共有の範囲に関しては学生の了解を取って行い、また、定期的な情報交換しながら適切な配慮や支援を行っていくようにします。

このように、障害学生支援のための体制整備は、障害学生に対する不当な差別的取扱いが行われることを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するために、大学組織として行う必要があります。

## (2) 情報公開

次に、大学が取り組むべきことは、障害学生支援に関する「情報公開」です。

最初に、受験期における情報提供について説明します。大学進学を希望する高校生やその保護者は、志望校の障害学生支援の現状を知りたいと願っています。Figure 3に主な情報提供に内容と方法を挙げました。第二次まとめ<sup>2)</sup>には、受験を希望する人に対して、時にさまざまな機会をとらえて情報発信していく必要性について述べられています。受験者や家族が、ある大学の障害学生支援に関する情報が欲しいと思い、その大学のホームページを開いた時に、情報が得やすいようになっていることが重要です。また、障害学生の支援は非常に個別性が高いため、個別の相談対応が必要になってきます。日常的な相談窓口やオー

ブンキャンパス、入試懇談会などの機会をとらえた相談窓口を設置しておくことも必要でしょう。

障害のある学生が適切な大学選びをすることができるよう、高校生向けの大学体験プログラムを提供している大学があります。神戸大学の鳥居深雪教授は、神戸大学に進学を希望する高校生に向けた「神戸大学移行支援プログラム (TKUP)」を開発しました。筑波大学は「発達障害のある高校生向け大学生一日体験講座」を3年前から始めています。大学で必要なスキルを紹介するとともに、高校生からでも役に立つ支援ツールを紹介し、大学進学後の困りごとが少しでも少なくなるための体験講座を企画しています。

富山大学では、2012年から大学体験プログラム「チャレンジ・カレッジ」を企画し、全国の発達障害のある生徒を募集し、夏休み期間に開催しています。大学に進学する障害学生の中でも、発達障害のある学生は入学してから大学での学びに戸惑うことが多く、オープンキャンパスでは十分にキャッチできない情報を提供するために企画しました。

受験期における情報提供	
1.	大学HPに支援部署・連絡先を明記し、アクセスしやすい環境を整える
2.	大学HPで大学での支援情報を公開
3.	個別の相談対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 入試・支援に関する情報提供</li> </ul>
4.	オープンキャンパスで相談窓口を設置
5.	高校教員との入試懇談会での情報提供
6.	大学進学を希望する生徒に対する大学体験プログラムの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 神戸大学：神戸大学移行支援プログラム (TKUP)</li> <li>- 筑波大学：発達障害のある高校生向け大学生1日体験講座</li> <li>- 富山大学：チャレンジ・カレッジ</li> </ul>
7.	支援室HPに障害学生支援に関するe-learningコンテンツを公開 (富山大学)

図3：受験生への情報提供

### ①チャレンジ・カレッジ

入試の事前相談やオープンキャンパスでの相談を通して、大学が提供している情報が、障害のある生徒が知りたい内容を十分に満たしていないのではないかと懸念から始めた企画です。

第二次まとめ<sup>2)</sup>において、「各大学等が取り組むべき主要課題とその内容」として「初等中等教育段階から大学等への移行(進学)」に関して、「相

談窓口や、入試時・入学後に受けられる支援内容について、オープンキャンパスや入学説明会等の機会を利用し、生徒や保護者、高校等の教職員に幅広く発信するよう努める」ことを推奨しています。このような取り組みがあることにより、障害のある生徒の大学等進学への意欲を喚起するとともに、高校等における進路指導での活用につながるとしています。

一般的に、発達障害の特性は、未経験のことにに関して想像力を働かせイメージすることが難しいと言われていています。つまり、通常のオープンキャンパスで提供される情報だけでは具体的なイメージを持ちにくく、進路選択のヒントにはなりにくいと思われます。発達障害の特性に合った情報提供の仕方をすることによって、高校生が必要な情報をキャッチできれば、受験勉強の仕方を工夫し、自分自身の将来像を描きながら明確な目標を持ちつつ、受験期を過ごすことができるのではないかと考えました。

### <スケジュール>

#### (1)「大学ってどんなところ？」

自己紹介の後、大学の紹介をします。「大学ってどんなところ？」は、例年、事前相談や高校生からの問い合わせの中で、質問が多かったものを取り上げ、質疑応答の形で紹介しています。たとえば、大学には総合大学や単科大学、短期大学など、さまざまな規模の大学があることなど、基本的な情報を伝えていきます。

#### (2)「大学の時間割を作成してみよう」

次に、大学の時間割を作る体験をします。自分が目指したい学部のシラバスを見ながら、時間割を決めていきます。大学の授業の内容も見るができますから、高校生の目は徐々に輝いてきます。

#### (3)「それぞれのキャンパスライフ」

理系学部の学生と文系学部の学生が、自分がなぜ、この学部を選んだか、授業でどういう勉強をしているかを、写真を使いながらプレゼンします。一日のスケジュールなども紹介し、大学を卒業した後、どういう職業に就きたいと思っているか等、



将来に向けての展望についても話をします。

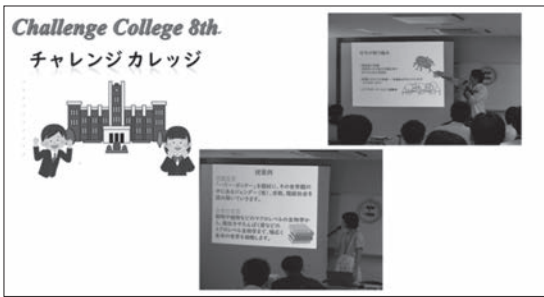


図4：それぞれのキャンパスライフ

#### (4) 「大学における障害学生支援とは」

障害学生支援の体制に関する情報や合理的配慮の決定手順、個別の面談やグループワークなどの情報を話します。すでに作成してあるe-ラーニングコンテンツを見てもらいながら、個別の合理的配慮に関する紹介もしていきます。

#### (5) 昼食&施設利用体験

午前中のプログラムの後、施設紹介に移っていきます。食堂で昼食を食べたり、図書館を見学したりするのですが、構内を散策しながら大学の雰囲気を感じる時間となっています。

#### (6) 研究室訪問

実際の授業や研究の様子を見たいという希望を受けて、理系学部の研究室訪問をします。実験室には専門的なポスターが掲示されていて、実験器具も本格的で、大学院生が研究内容や実験の目的・方法をプレゼンするというスケジュールになっています。

#### (7) 「先輩の体験談に学ぶ」

2014年度から開始され、支援を受けていた学生が体験談を語るとともに、参加生徒との質疑応答もおこない、交流を図りました。初年度は、卒業し就職活動を経て、障害者雇用枠での就労を果たした先輩から、「大学時代に困ったこと」、「支援を受けて改善されたこと」、「卒業後の就労移行支援事業での訓練内容」「働き始めて」をテーマに体験談が語られました。2015年度には、1年生と4年生の在學生に、「大学受験のヒントや工

夫」、「大学でどのように学び、将来はどのような就職先を考えているか」等の話をしてもらい、「自分自身の特性に対してどのような工夫をしているか」、あるいは、「優れた特性をどのように活用しているか」などを語ってもらいました。

プレゼンの後、高校生や家族からの質問に応じたのですが、高校生にとって発達障害のある大学生の話は、自分自身の障害特性や困りごとと共通する点が多く、少し年上の先輩がどのように受験期を乗り越え、大学生としての現在に至るかを知ることができ、大学進学を希望する高校生のロールモデルとなったのではないかと思います。具体的には、「高校の時の配慮について、どのように配慮要請をしていたか」、「大学進学をどう決めたか」、「苦手な科目の勉強の仕方は？」などの質問があり、発達障害のある学生及び卒業生は、真摯に応えてくれました。

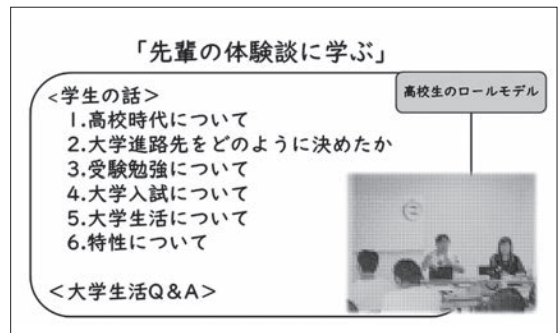


図5：先輩の体験談

#### <参加した高校生の感想>

参加した高校生に書いてもらったアンケート結果（2018年度）を紹介します。

- ・大学での時間割の組み方や体験談など実際はあまりできないような体験があって、自分のためになった。
- ・「それぞれのキャンパスライフ」で、実際の講義の資料やレポートを見せていただいたことがとても参考になりました。
- ・勉強の工夫の仕方の話になった時、いろいろ工夫していることがわかりました。たとえば、宿

題をするとき、少しずつ書いていくと自然に集中ができて宿題が進むという方法が印象に残りました。

- ・「障害学生支援」の話にあったピアサポート活動と小集団活動「ランチ・ラボ」に興味を持ちました。
- ・今日のチャレンジ・カレッジで大学の選び方、入試または入った後のスケジュール管理などが学ぶことができ、自分の中の将来へ対する不安が少し小さくなった気がします。ありがとうございました。
- ・とても興味深い物がたくさん見られて、充実した時間になったと思います。チューターの方もとても優しく接して下さり、気楽に話すことができました。まだ将来への不安は残っていますが気負いしすぎず、頑張ろうと思います。面白かったです。志望校に入れるように勉強していきたいです。
- ・大学について大まかなことが分かりました。最後のQ&Aでは、いろいろなアイデアがとても参考になりました。

<チャレンジ・カレッジのまとめ>

進学を目指す高校生は、大学の修学や生活、支援の実際など、具体的な情報を必要としています。「スケジュール管理」に関する話は、高校生活でも役に立つという意見がありました。大学に入学してから必要なのではなく、高校生の時期からできることもあることに気づく体験だったと思われる。早期から、学びを支える自己管理能力の必要性を認識する機会となりました。

高校生にとって発達障害のある先輩の体験談は、高校生が将来の自己像と重ね合わせ、ロールモデルとしての語りとなったと思われます。

**3. 障害のある学生への合理的配慮**

障害のある学生への支援を行う上で、まずはその法的根拠となるところを理解しておく必要があります。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられ

ることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、2016年4月1日から施行されました。先にも述べましたが、この法律では、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人から配慮を求める意思の表明があった場合には、社会的障壁を取り除くために合理的配慮を提供することが求められています。

合理的配慮の内容の決定手順として、まずは学生自身からの支援に関する意思の表明が必要となります。

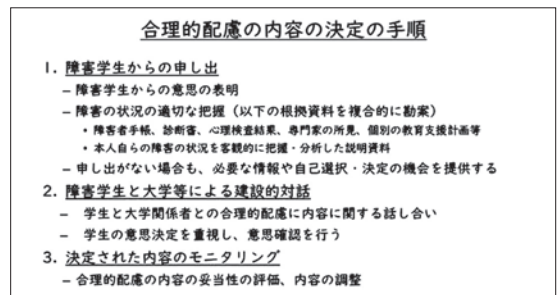


図 6：合理的配慮の内容の決定手順

Figure 6 に示したような流れで行われるのですが、第二次まとめ<sup>2)</sup>には、「これらの手順は一方方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話、モニタリングに内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである」と明記されています。また、たとえ学生からの申し出がない場合においても、「大学は日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努め、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申し出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供する等に取り組むことが望ましい」としています。この表の中にある「建設的対話」とは、「障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合

理的配慮の内容を決定するための話し合い」と定義づけています。つまり、本人からの申し出がなければ、何もしないでよいということではなく、大学は支援ニーズがあると思われる学生に対し、積極的に話し合いの場を持っていく必要があるということになります。

原則として、学生からの申し出に際しては、障害の状況を適切に把握するための根拠資料が必要になってきます。根拠資料として挙げられているのは、障害者手帳、診断書、標準化された心理検査等の結果、専門家の所見、入学前の支援状況に関する資料等ですが、すべてが必要であるとしているわけではありません。特に、高等学校まで受診する必要がないまま大学まで進んできた学生は、診断を受けるために受診するということが自体が想定外のことです。第二次まとめ<sup>2)</sup>では「学生本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であると現認できる場合には、資料の有無にかかわらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である」としています。発達障害学生の場合、その特性上、修学上の困難さを言葉で表したり、自分に必要な配慮を適切に伝えたりすることが苦手なことが多いため、支援者は学生からの申し出がない場合も、適切と思われる配慮を提案するために当該学生と話し合い、学生が適切な支援要請ができるように、「意思表明を支援する」という考え方を採用する必要があります。

学生と大学の支援者との建設的対話の在り方は非常に重要です。もっとも大切なことは、障害学生と支援者が、どのような工夫や配慮が必要なのかを一緒に考えていくという態度です。決定した配慮内容は、それが学生の学びを保障するものでなければ当該学生にとっての合理的配慮であるとはいえません。障害特性だけで判断するのではなく、学生の成育歴、学生を取り巻く周囲の環境、学生の過去の経験等を包括的にアセスメントしたうえで、目の前にいる学生のニーズを探っていく必要があります。

学生と教職員との対話の場は、重要な意味を持っています。修学や実習支援のなかで「語る機

会を持つ」、「自分の特性や必要な配慮を知る」等の経験の場を保障することは大切で、このような対話の中で、学生が自身の特性を知り、対処法を検討し、やがては自分に必要な支援を求めることができるようになっていきます。図3に示すように、自己理解のプロセスとは、「私にはどのような特性があり、どのような配慮があれば、他の学生と平等な学びのフィールドに立つことができるか」ということを、学生自身が考えるプロセスのことをいいます。大学やの関係者と学生との対話は、学生の自己理解を促進する機会として、重要な意義があると言えます。

#### 4. 支援事例

##### (1) 入学前に配慮要請があった学生（架空の複合事例）

Aさんは、義務教育段階で発達障害の診断があった学生で、中学・高校と合理的配慮の提供が行われてきました。自身の障害特性をよく理解しており、学校に支援要請してきた経験もあるので、「合理的配慮の内容決定に関する建設的対話」を行う姿勢はすでに獲得していました。根拠資料を提示しながら障害特性と配慮が必要な理由を自分の言葉で伝えることができていました。また、教職員からの質問にも応え、納得する説明をすることができました。保護者は同席していたのですが、ほとんど口を挟む必要はありませんでした。入学式前に支援会議を行ったので、新学期の授業に間に合うように配慮の提供をすることができました。主にSLD（限局性学習症）に関する内容が多く、具体的には、「語学に関してはリスニング中心の授業を選択できるようにする」、「試験でのパソコン使用の許可」というような内容になりました。前期が終わった段階で、モニタリングを行い、前期で適切だった配慮に関しては、その後も同様の配慮申請を行うことになりました。

一般的に、修学支援に関しては支援室だけでできることは少なく、学部教職員や他の支援機関と連携して検討する必要があります。学生には、支援の方法を説明し、支援に必要な情報（障害特性、

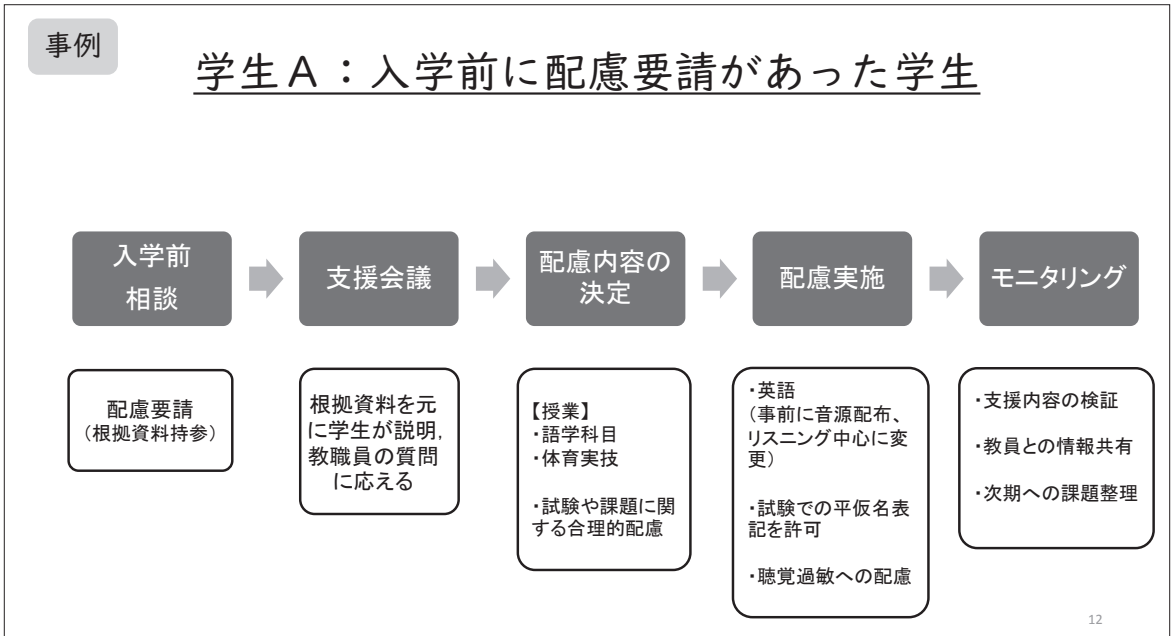


図 7：合理的配慮に関する支援会議の流れ

修学上の困難さ、合理的配慮に関する内容) に関しては支援室と学部教職員が共有することを伝えます。特に、障害特性に関しては、「診断名」を伝えるのか、あるいは、「障害特性のみ」を伝えるかは、学生本人の意向を尊重します。仮に、学生が学部教職員との情報共有を望まない場合は、基本的には授業に関する合理的配慮の提供はできないことを学生に伝えます。

(2) 修学上の問題が生じて支援につながった学生 (架空の複合事例)

Aさんのように、入学時に配慮要請がある学生ばかりではありません。未診断の学生は、そもそも支援を求めるという意識がありません。単位が取れないとか、留年してしまうのは、自分の努力不足だと自分を責めて気分が沈み、アパートに引きこもってしまう学生もいます。また、診断はあるけれども支援を受けることを望まない学生もいます。「みんなは普通にできているのだから、自分もだれにも頼らないで頑張りたい」という思いを持っている人が多いようです。

このようなケースは、学年の途中から教職員や家族から支援依頼があり、個別面談に持っていくこととなります。自己否定感が強く、自分への肯定的感情を持つことが困難な状態からの支援は、難しい面もありますが、とにかく、つながり続け、実際の修学状況が改善することを目標に個別面談を継続していきます。

Bさんは、家族からの依頼があり支援を開始した学生です。母親は本人の幼少期から特性を気にしていたようですが、高校まで成績もよく、大学も一般入試で合格したこともあり、病院受診は考えてこなかったそうです。Bさんの修学上の問題は、「朝起きられないので、授業に出られない。その結果、単位を落とす」ということでした。家族は発達障害を疑い病院受診を勧めますが、本人が拒否。支援室では個別の定期的な面談を提案しましたが、Bさん自身が支援を受けることを望んでいないので、面談を無断キャンセルすることも多くありました。約束事が守れず、授業にも出ない、課題提出もできないことが続き、趣味に没頭



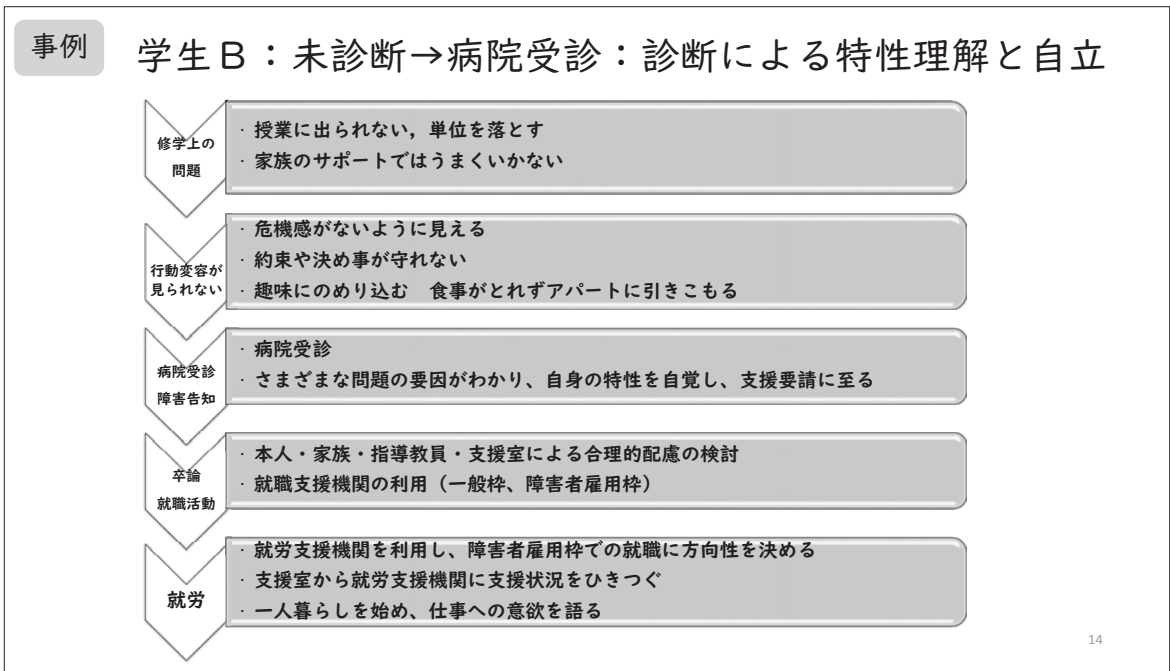


図8：修学上の問題が生じて支援につながる事例

し、睡眠も崩れたままの状態が続きました。支援室につながっても、Bさん本人が自身の状況を直視しないこと、障害特性として自身の行動を理解していないこと、支援を要請する意思がないことが、状況が好転しない要因のように思えました。このような中、支援者は家族に現状を伝え、再度、病院受診を勧めました。

単位が揃わないBさんは、内心不安だったようで、家族と一緒に病院を受診しました。自閉スペクトラム症・ADD傾向」との診断書と検査結果が大学に提出され、Bさんはさまざまな問題の要因が障害特性にあることを受け止め、自ら障害について調べ、支援を要請するようになりました。

ようやく、支援のスタート地点に立ったわけです。支援会議では、指導の工夫や配慮を要請しました。具体的には、グループでの実験におけるBさんの役割を明確にし、結果の提出までの流れを可視化してもらいました。環境の工夫や調整と、こまめな声かけ、そして、スモールステップでしなければならないことを提示し、こまめに評価す

ることで、Bさんは無事に単位を取得し卒業することができました。なによりも、Bさん本人の態度が変わりました。支援室の個別面談には、必ず来るようになり、一週間の振り返りを、手帳を見ながら積極的にするようになりました。

就職活動は、一般就職を目指していましたが、新しい環境で配慮もなくやっつけられる自信がないとのことで、就労移行支援事業所での職業訓練を体験し、障害者雇用枠での就職を目指すことになりました。卒後、半年間の訓練を経て、企業に就職しました。就職一年目に、「チャレンジ・カレッジ」で体験談を語ってくれました。特性による困難さは、自分自身が特性を理解し、自分に合った合理的配慮を申請することで解消されること、それは就職後も同じで、職場の環境を自分自身が整えていく姿勢を持ち続けていることを話してくれました。

## 5. 青年期の発達障害学生に対する支援の意義

学生が適切な配慮を申請するためには、自分自

身の障害特性を知ること、そして、自身の障害特性が大学生活においてどのような困難をもたらすのかを知ることが大切です。さらには、大学における支援方法、つまり、合理的配慮決定までのプロセスを知り、大学とともに適切な配慮内容を検討し、支援に関する意思表示をしていく必要もあります。青年期という発達段階において、自らの障害に対する支援をアレンジしておく体験は、その後の職業人としての社会生活にも有用な経験的学習になっていくことも支援事例を通して知ることができます。

障害学生支援において、学生が支援者と語る機会があるということは大きな意味があります。Figure 9 は個別面談の一覧です<sup>3)</sup>。左側には面談の内容、右側には面談の目的を記しています。まず、「支援の目的・方法」に関して支援者から説明し、学生及び家族の了解を得ます。個別面談の中心は修学に関わることがらを実際に実行に移すことを支援します。学生は支援者との対話の中でさまざまな修学上の課題について語り、一緒に方策を練り、問題を解消していきます。学生自身が問題解決に関与しているという自覚が学生の自信となり、自分自身への肯定的感情が芽生えるきっかけになることは非常に多いと思っています。

個別面談	
面談で行うこと	面談の目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の目的・方法に関する合意</li> <li>支援ニーズの把握                             <ul style="list-style-type: none"> <li>修学上の困りごとの確認</li> <li>障害特性との関連を話し合う</li> </ul> </li> <li>実行支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフ・スキル（生活、体調、睡眠）</li> <li>自己管理スキル（スケジュール管理等）</li> <li>修学状況の確認・検証</li> <li>スタディ・スキル</li> <li>対処法を導く</li> <li>学生が主体的に対処法を選択する</li> </ul> </li> <li>合理的配慮に関する話し合い                             <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員との対話、配慮内容</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援目的の共有と意思確認</li> <li>検査結果・診断、医療機関の利用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>障害特性への理解</li> </ul> </li> <li>こだわりや変化への抵抗感が減少                             <ul style="list-style-type: none"> <li>行動変容</li> </ul> </li> <li>うまくいく体験の積み上げ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>自己効力感</li> </ul> </li> <li>過去の体験の敷き直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>自己認知の変容</li> </ul> </li> <li>より適切な支援依頼の方法を知る                             <ul style="list-style-type: none"> <li>セルフアドボカシースキルの獲得</li> </ul> </li> </ul>

図 9：個別面談の内容とその目的

個別面談における対話は、重要な自己理解の場となります。対話は、「合理的配慮の提供」に関することだけに限定されているわけではありません。学修のこと、生活のこと、人間関係に関する

ことなど多岐にわたり、自身に関わるさまざまな出来事を言葉にし、支援者と一緒に考え、対処法を見つけていきます。自分にとってより良い環境を作っていくためのセルフ・アドボカシー・スキルの獲得も重要なテーマであり、対話は青年期の発達課題を達成するための大切な場であるといえます。自己理解のプロセスとは、「私にはどのような特性があり、どのような配慮があれば、他の学生と平等な学びのフィールドに立つことができるか」ということを、学生自身が考えるプロセスのことをいいます。大学の関係者と学生との対話は、学生の自己理解を促進する機会として、重要な意義があると言えるでしょう。

Figure10 は、障害学生支援の意義を図式化したものです。大学における障害学生支援のスタイルが、学生の自己理解を促進し、自己対処力を高め、適応的に生きていく中で、自身の特性上の強みを活かし、社会への参入への意欲と自信を育むことを、多くの学生を支援する中で確認してきました。障害学生支援は、障害のある学生の権利保障のために 学びの環境を整える役割を担っています。

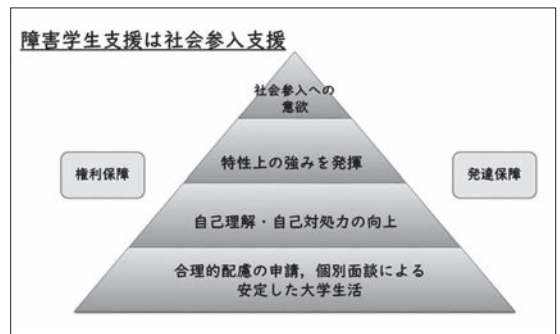


図 10：社会参入へつながる障害学生支援

また、教育機関にいる者として、彼らの青年期の発達保障を念頭に置いた支援を展開する必要があるとも考えています。

安定した大学生活の中で自身の特性を理解し、その延長線上に、職業人として生きていく将来像を描くことができるようになっていくと考えてい

ます。自分自身の障害理解、障害受容は簡単ではありません。しかし、学生が自信をもって前に進むことができる姿をみるたびに、対話の大切さを実感します。大学は、教育機関としては最終段階の場ですが、学生のライフステージを眺めた時に、ここからが社会人としての人生の始まりでもあります。学生が新しい環境（社会）へ参入するプロセスを一貫して支援する障害学生支援について述べてみました。

### 利益相反

本論文の内容に関して開示すべき利益相反はありません。

#### <参考文献>

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構HP  
[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/index.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html)
- 2) 文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)
- 3) 西村優紀美(2021)編著 発達障害のある生徒・学生へのコミュニケーション支援の実際. 金子書房.